

定額自動振込・口座振替依頼書

銚子信用金庫 殿
T 6040005012551

私名義の預金口座から口座振替の方法により次のとおり受取人に振込することを、裏面約定を承諾のうえ依頼します。

日付 令和 年 月 日	
おところ	お電話番号 — —
お名前（預金名義人） フリガナ..... お届印	
お振込依頼人名（※預金名義人と同一の場合は記入不要です。） フリガナ.....	

振込日	毎月	振込期間	年	月	~	年	月	引落指定 口座	当座 ・ 普通					
	日													
振込先	信用金庫 銀行							お受取人 口座	当座 ・ 普通 ・ （ ）					
お受取人	フリガナ													
	お名前													
毎月の 振込額							円	手数料（税込） （1回につき）	口座振替料	振込料	計			
								内消費税額 10%						

（注）消費税率が変更になった場合は手数料金額が変更になりますので、あらかじめご了承ください。

（金庫使用欄）

顧客番号						検印	OP印	照合印	受付印

< 管理表 >

月次	取扱日	検印	担当者印	備考	月次	取扱日	検印	担当者印	備考

注：1.最終回には、期限到来通知を郵送する。 注：2.用済後、年度末を基準として10年保存する。

注：3.消費税 % 欄記入必須。

(R05.10改)050360(06/03 1,000)

約 定

1（振込指定項目の届出）

定額自動振込のお取扱いにあたっては、予め振込期間・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ所定書式を当金庫へご提出ください。当金庫は、指定された振込日に指定金額を預金口座から引き落としのうえ受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

2（手数料）

このお取扱いにあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭に提示し、個別の通知は省略させていただきます。

3（振込日）

振込日が休日の場合は、翌営業日に処理いたします。また、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日の営業日をもって振込日といたします。

4（振込金額）

振込金額は毎月一定金額といたします。

5（指定預金からの引落し）

- ① 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・預金払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法で処理いたします。なお、手数料についても同様の方法により処理いたします。
- ② 振込日の正午までに、指定預金口座の資金化済後の最終残高が振込金額（振込金額と手数料の合計額）に満たないときは、受取人の口座に入金にならないことがあります。なお、振込発信可能時間経過後は、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。
- ③ 振込日に指定預金口座の資金化済の最終残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
- ④ 通信機器、回線の故障などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

6（振込の取消）

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金ができない場合は、別途お手続きが必要となります。

7（振込の取り止め、変更など）

振込を取り止める場合は、定額自動振込停止届をご提出ください。また振込の内容等を変更する場合には、定額自動振込停止届をご提出のうえ、新たに変更した内容の定額自動振込・口座振替依頼書をご提出ください。なお、ご提出前の振込については当金庫はその責任を負いません。

8（解約）

- ① この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- ② 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- ③ この契約は、当金庫が必要と認めた場合は、いつでも解約できるものといたします。

9（約定の変更）

- ① この約定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上